

# トラックの荷台からの墜落を防止しましょう

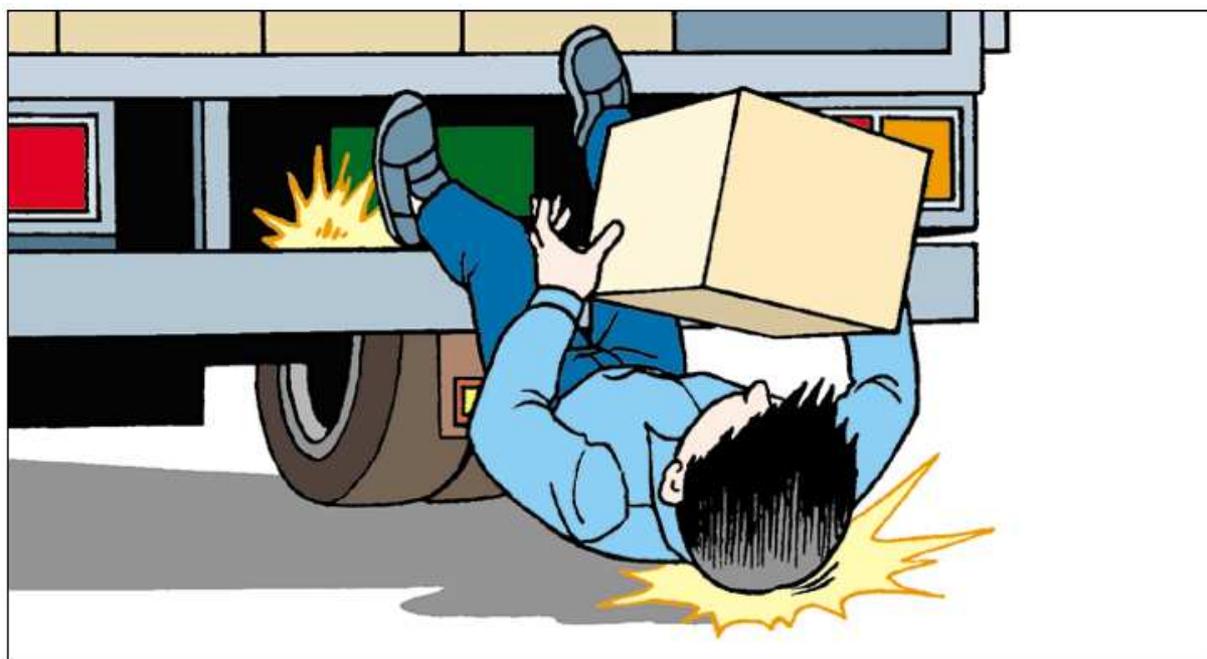
トラックの荷台から墜落する災害が多く発生しています！

令和5年において44件発生（令和元年以降、261件発生）

荷積みや荷下ろしの作業で、荷台上での作業や荷台への昇降をしている際に、荷台から墜落する災害が多く発生しています。

荷役作業に当たっては、以下の点について、指導・配慮をしてください。

- 安全教育を実施しましょう
- 作業スペースを確保しましょう
- トラックに昇降設備をつけましょう
- 保護具を着用しましょう
- 荷主と必要な連絡・調整をしましょう



石川労働局

## ○安全教育を実施しましょう

トラック荷台からの墜落災害は主に荷台上での作業中に発生しています。

まず、作業を行う前に、作業場所や周辺の床・荷台上の凹凸や積み荷の確認と作業場所の整理整頓を行いましょ。また、荷台の端付近で背を荷台外側に向けないようにし、荷台の上で後ずさりしないように指導をしましょ。

荷台上で作業をするためのスペースを十分に確保しなかったために、荷台の端から足を踏み外したり、不安定な場所の上で作業をしていて滑ったりして荷台から墜落する災害が発生しています。

また、不安定な荷の上では作業をしないように、教育を実施しましょ。

バラ荷の状態の積み荷の上で作業をしていたら積み荷が崩れたこと、荷台上に設置した作業床が固定されておらず、作業中に作業床が傾いたことなどが原因になった墜落災害も発生しています。

### 危険な作業の例

不安定な場所では、作業を行わず、安全な作業場所を確保してから作業に着手しましょ。



## ○作業スペースを確保しましょう

荷締め、ラッピングなどを荷台の上で行っていたところ、荷台から墜落したという災害も発生しています。

できる限り荷締めやラッピングの作業は地上から行うことにしましょう。

また、荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォームなどを使用しましょう。

### 移動式プラットフォームの例



墜落防止用の柵と足場板が一体となったもの。

脚部にキャスターがついていて、荷役作業時にトラックに固定することで、足場とすることができ、作業時の安全確保や作業効率の向上が期待できる。

大きく、持ち運びが難しいため、あらかじめ荷主から許可を取って、構内に置いておく必要がある。

## ○トラックに昇降設備をつけましょう

トラック荷台や運転席からの昇降の際に足を滑らせた、手を滑らせたことによって起きる墜落災害も多くあります。

昇降姿勢の基本は3点支持です。手足4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残りの3点を確保しましょう。

また、トラックにステップやグリップなどの昇降設備を設置することで、3点支持をしやすくなります。

特に最大積載量 2トン以上のトラックには、必ず昇降設備を設置しましょう。



←ステップの設置例



←グリップの設置例

## ○保護具を着用しましょう

墜落を防止するためと、墜落した際のけがの程度を小さくするために、労働者に対して保護具を支給して、それを使用するように教育してください。

保護帽...墜落時保護用のものを選定してください。特に、**最大積載量2トン以上**のトラックを使用した荷役作業では、必ず保護帽を着用してください。

墜落制止用器具...墜落制止用器具を取り付けるための設備がある場所では、墜落制止用器具を使用してください。特に、**高さが2 m以上の場所**で、墜落を防止するための設備の設置をすることが困難な時には、必ず墜落制止用器具を使用してください。

安全靴...荷台の上で滑ることによる災害を防ぐことができるよう、耐滑性能を備えた安全靴を着用してください。



墜落制止用器具を使用できるように、ウイング車に鋼管で専用の設備を設置した事例

## ○荷主と必要な連絡・調整をしましょう

荷役作業の多くは荷主の構内で行われますが、陸運事業者と荷主の間で、荷役作業における安全対策の責任分担が曖昧となっていることが多くあります。

安全対策を漏れなく実施するために、陸運事業者と荷主との間で連絡・調整を行い、荷役作業やそれに付帯する業務の役割分担を書面で明確にしてください。

特に、余裕を持った着時刻の設定や、荷役作業場所の安全確保（広さの確保、床の凹凸や照度の改善、荷や資器材の整理整頓など）、墜落・転落を防止するためのプラットフォームなどの設備の設置などについて調整を行ってください。

また、荷役作業に付帯して、フォークリフトやクレーン、コンベヤーなどを使用する作業がある場合には、その作業における安全確保についても調整してください。

### 安全作業連絡書（例）

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ( )		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミル 3. その他 ( )
積 荷	品 名 (危険・有害性)	有・無 ( )	
	数 量		
	総 重 量	kg ( kg/個)	
	積 付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ( )	
積込 作 業	作業の分担	取卸 作 業	作業の分担
	作業の分担	取卸 作 業	作業の分担
	作業の分担	取卸 作 業	作業の分担
作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
作業の分担	名	作業の分担	名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

### 荷主との連絡・調整書類の例

作業場所・作業時間・作業方法などについて、書面で調整しましょう。

# ○法改正のご案内

令和5年10月から、貨物自動車を使用した作業に関係して、法律が改正されています。

改正内容は以下の3点です。

## 昇降設備の設置と保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

**最大積載量 2トン以上**のトラックにおいて、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要となりました。

## テールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業への特別教育の義務化

テールゲートリフターの操作者に対し、**学科教育 4 時間**、**実技教育 2 時間**の安全衛生に係る特別の教育を行う必要があります。

## 運転位置から離れる場合の措置の改正

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合に、エンジンを停止しなくてもよくなりました。ただし、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

詳しくはパンフレット

「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」をご確認ください。

厚生労働省のパンフレットのwebサイト



### トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。  
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

#### 改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**  
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**  
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**  
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。